

平成25年第5回平取町議会臨時会（開 会 午前9時29分）

議長

おはようございます。ただいまより平成25年第5回平取町議会臨時会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則122条の規定によって、4番貝澤議員と5番平村議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し協議を行っておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番
山田議員

本日招集されました第5回町議会臨時会の運営等につきましては、昨日5月8日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し会期につきましては本日5月9日の1日間とすることで、意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成25年2月分及び3月分の出納検査の結果報告があり、その報告書の写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任につきましては、議会の運営に関する基準41先例2及び105により選考委員会の選考に基づき議長の指名推薦により選出したいと思っております。また、選考委員会につきましても、指名推薦による選出委員5名で構成することとなっておりますが、今回の選考委員会の選出につきましては、正副議長を含めた5名を議長の指名により選出したいと思っております。これについてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、常任委員会委員の選任につきましては、正副議長を含めた5名を議長において指名することに決定しました。選考委員として、3番山田議員、8番櫻井議員、10番千葉議員を指名します。この3人に正副議長を加えた5名が、選考委員として決定しました。それでは、議長室においてただちに選考委員会を開き、各委員会の委員の選考をお願いいたします。休憩いたします。

（休 憩 午前 9時32分）

（再 開 午前 9時38分）

議長 それでは再開をいたします。常任委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願います。11番安田議員。

11番安田議員 11番安田です。先ほど開催されました各常任委員会の選考結果についてご報告いたします。総務文教常任委員会、1番丹野議員、2番藤澤議員、4番貝澤議員、7番四戸議員、8番櫻井議員、11番安田です。産業厚生常任委員会、3番山田議員、5番平村議員、6番松澤議員、9番松原議員、10番千葉議員、12番鈴木議員、以上です。

議長 ただいま選考委員会委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、常任委員は議長の指名の通り選任することに決定します。休憩いたします。

(休憩 午前 9時40分)

(再開 午前 9時41分)

副議長 それでは再開します。

日程第5、議長の常任委員会の委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員に選任されました鈴木議長から常任委員を辞退したい旨の申し出がありました。議長は、その責務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか可否同数の場合における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でありませんし、また議会の運営に関する基準107でも、議長については、辞任を認めていますので、産業厚生常任委員会委員を辞任したいとするものです。辞任について許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議長の産業厚生常任委員会委員の辞任については許可することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前 9時42分)

(再開 午前 9時43分)

議長 再開いたします。常任委員会委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することとなっております。休憩中に各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。休憩いたします。総務常任委員会は議長室、産業厚生常任委員会は議員委員控室において、ただ

ちに開かれるようお願いをいたします。

(休 憩 午前 9時44分)

(再 開 午前 9時49分)

議長

再開します。休憩中に開催されました各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。総務文教常任委員会委員長には8番櫻井議員、副委員長には1番丹野議員。産業厚生常任委員会委員長には10番千葉議員、副委員長には9番松原議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。よろしくようお願いをいたします。日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会は、議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項等も審議する委員会ではありますが、委員の選任方法につきましては、議会の運営に関する基準41先例2及び105により、選考委員会の選考に基づき、議長の指名推薦により選出したいと思っております。また選考委員会につきましても、指名推薦による選出委員5名で構成することになっておりますが、今回の選考委員の選出につきましては、正副議長を含めた5名を議長の指名により選出したいと思っております。これにつきましてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議会運営委員会の選任については、正副議長を加えた5名を議長において指名することに決定しました。選考委員として、3番山田議員、8番櫻井議員、10番千葉議員を指名します。この3名に正副議長を加えた5名が選考委員と決定しました。それでは議長室において、選考委員会をただちに開き、委員の選考をお願いしたいと思います。休憩します。

(休 憩 午前 9時52分)

(再 開 午前 9時56分)

議長

再開いたします。議会運営委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願います。11番安田議員。

11番
安田議員

11番安田。先ほど開催されました議会運営委員会の選考結果についてご報告いたします。議会の運営に関する基準138先例1により、議会運営委員の構成は副議長、各常任委員長、一般議員2名となっていることを踏まえて、以下のとおり選考いたしました。議会運営委員には3番山田議員、5番平村議員、8番櫻井議員、10番千葉議員、11番安田です。以上のとおり選考結果をご報告いたしますので議長よりお諮り願います。

議長

ただいま選考委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異

議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議会運営委員は議長の指名の通り選任することに決定いたしました。議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩 午前 9時58分)

(再開 午前10時 1分)

議長

再開します。休憩中に開催されました議会運営委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長には3番山田議員、副委員長には5番平村議員でございます。以上のおり互選されました旨報告がありました。よろしく願いをいたします。

日程第7、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは、1ページをお開き願います。報告第1号平成24年度平取町一般会計補正予算につきまして専決処分の報告をさせていただきます。次のページをお開き願います。平成25年専決処分第3号、平成24年度平取町一般会計補正予算第13号について、平成25年3月29日、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分とさせていただきますので報告し、ご承認を求めらるるものでございます。次のページ、3ページをご覧ください。平成24年度平取町一般会計補正予算第13号についてご説明を申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1320万円を追加いたしまして、予算の総額を65億2360万6千円とするものでございます。第2項におきましては歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしてございます。地方債の補正は「第2表 地方債補正」によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出からご説明させていただきますので、8ページをお開き願います。12款2項2目簡易水道特別会計繰出金28節繰出金1320万円の追加となっております。これは平成24年度水道会計にて実施いたしました本町地区の簡易水道配水管整備事業の充当財源でございます起債の種類の変更に伴うものとなっております。そうになった経緯について説明させていただきますと、当初水道会計で申請をしておりました水道施設整備費国庫補助金は、基幹改良という区分の一般的な補助金ということでございましたが、この補助金の国の決定の段階で東日本大震災に

関連する事業分の補助金という区分となりまして、この補助金を充当する場合、必然的にその補助裏、補助金を控除した残りの額でございますが、これにはですね緊急防災減災事業債という起債しか充当できないというような規定になってございまして、さらに、これは一般会計での起債が条件となっております。従って、当初水道会計で事業費から補助金を控除した財源として予定しておりました過疎債を減額いたしまして、一般会計からその額と同額の1320万円を繰り出すための追加補正となっております。今回、補助金の最終決定が遅くなったということに伴いまして、一般会計での3月末での起債限度額の設定が必要となったことから、専決処分とさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。次に歳入7ページでございます。21款1項8目1節の緊急防災減災事業債1320万円の追加でございます。これは今説明申し上げました、全額水道会計への繰出金に充当される起債となっております。またこの起債におきましては、元利償還金の80%が普通交付税算入されるという起債になってございまして、過疎対策事業債の70%より算入率が高い起債となっております。次に5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございますが、緊急防災減災事業債1630万円を追加いたしまして、総起債額を4億9210万円とするものでございます。この場合、先ほど説明いたしました予算額と限度額に差が生じているということになってございますが、これは北海道が起債を同意した額を限度額としなければならないということになっていることから、差が生じるということとなったことをご承知おきいただきたいと存じます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。以上、平成24年度平取町一般会計補正予算第13号、平成25年専決処分第3号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、報告第1号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第8、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、報告第2号専決処分報告につきましてご説明申し上げますので10ページをお開き願いたいと思います。報告第2号専決処分報告につきまして、

平成24年度平取町簡易水道特別会計補正予算につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告し承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。平成24年専決処分第4号平成24年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号でございますが、これにつきましては、平成25年3月29日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。この専決処分により補正をさせていただきました主な理由につきましては、先ほど一般会計においてご説明がありましたとおり、当初平取町簡易水道特別会計の歳出で本町地区簡易水道配水管整備工事費を予算措置し、その財源として、町債、簡水債と過疎債を見込んでおりましたが、過疎債が緊急防災減災事業債に変更となり、なおかつ、一般会計での借り入れとなったことから、平取町簡易水道特別会計の歳入科目に変更が生じたため専決処分を行ったものでございます。次ページをお開き願います。平成24年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。それでは事項別明細の歳出よりご説明申し上げますので17ページをお開き願います。3歳出2款1項2目建設改良費でございますが、13節委託料及び15節工事請負費につきまして、補正額はございませんで、財源内訳として地方債が1320万円の減、一般財源が1320万円の増となるものでございます。次に歳入につきましてご説明を申し上げますので16ページをお開き願います。2歳入4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金で1320万円を追加補正しようとするものでございます。これにつきましては下段でご説明いたします町債の減額分を一般会計繰入金に求めたものでございます。下段であります。6款1項1目簡易水道事業債1節簡易水道事業債で1320万円を減額補正しようとするものでございます。これにつきましては起債の借り入れを一般会計で行うことによるものでございます。次に地方債補正についてご説明申し上げますので14ページをお開き願います。第2表、地方債補正につきまして、本町地区簡易水道配水管整備事業で限度額を2190万円に変更しようとするものでございます。また地方債についての現在高の見込みに関する調書につきましては、18ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。以上で補正予算専決処分につきましてご報告申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第9、議席の変更を行います。議席の変更につきましては、会議規則第3条3項の規定によって、議席を変更いたします。変更した議席はお手元に配付しております議席番号表のとおりでございます。議席番号及び氏名を事務局長より朗読します。事務局長。

議会事務局長

それでは変更後の議席番号について、ご報告いたします。議席番号1番櫻井議員、同2番丹野議員、同3番四戸議員、同4番松澤議員、同5番貝澤議員、同6番千葉議員、同7番松原議員、同8番山田議員、同9番藤澤議員、同10番平村議員、11番安田副議長、12番鈴木議長、以上です。

議長

この議席は次の議会から使用します。休憩します。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時17分)

議長

再開します。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。報告2件で承認2件、承認1件で決定1件。以上のとおりであります。以上で全日程を終了しましたので、平成25年第5回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でございました。

(閉 会 午前 10 時 18 分)